

# わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

38期

## 修習生の頃



会員 中城 重光 (38期)

昭和59年7月30日から東京弁護士会にて弁護実務修習が始まりました。司法研修所での前期修習が4ヶ月間あり、その終了からおおよそ1週間後に各自が実務庁に赴任して、実務修習に入ったのです。今の修習とは異なって、ずいぶん悠長に行われていたものです。

当時、東弁では、事前に修習生に対し、弁護修習先事務所についての希望をとっていました。記憶では、小規模事務所、丸ノ内線の沿線という希望を出したと思います。

この希望が、その後の人生を左右するとは夢にも思いませんでした。東弁の船戸実先生(17期)の事務所にお世話になったのです。

船戸先生は、事前に挨拶にお邪魔したときから、気さくに弁護士道なるものをそれとなく語ってくださいました。言葉の端々にほとぼしる弁護士なるもの、そして人間としての生き方などの考え方にすぐさま魅せられてしまいました。「そもそも論」から語らないところも当初から魅力を感じました。

それで、前期修習終了翌日から、志願して弁護修習をさせていただきました。

弁護修習中の4ヶ月間はあっという間に経過しました。修習のために国選弁護事件をとって下さり、責任能力を争いました。船戸先生から検察官申請証人に事前面接をするかという問いを受けたことを、今でも鮮明に覚えています。被告人の利益になる活動を十全にするためにはどのようにすべきかをいつも真剣に考えていかなければならないということを教えていただきました。

弁護修習終了までの間に、船戸先生を一生の師とし

て仰ぎ、是非とも船戸法律事務所でも活動したいとの思いに駆られました。入所をお願いをしたところ、希望が叶い、実務修習第1クールで就職先が内定しました。そのおかげで、就職活動は以後何もせずに、のんびりと修習に勤しむことができました。

弁護修習終了後も、忘年会・お花見会等々ことあるごとにお招きをいただき、そのたびに薫陶を受けました。

話は変わりますが、私は、刑事弁護教官として56期から59期までの修習生とともに司法研修所で生活をしました。この時代は、今でいう「現行」の修習生です。年毎に修習生の人数が増え、14クラスから16クラス、20クラスとマンモス化してきていました。それに引き替え、修習期間が短縮されてきていました。

また、その後、新62期からここ3年、弁護修習の担当をしていますが、彼らには前期修習がありませんし、修習期間がさらに短縮されてきています。

これでは、一つの事件を冒頭から終結まで関与するいとまがなく、なかなか実のある弁護修習をすることができないと思われます。弁護修習を終了した後にも、ことある度に、修習先の事務所を気軽に訪問して、起案した事件の推移顛末を聞かせてもらうなどしながら弁護修習のアフターフォローをするのもよいと思います。

現在も、船戸先生には、いくつかの事件と一緒にさせて頂きながら薫陶を受けています。

お教え通り、事件解決に向かって、「人に優しくすること」をモットーにして活動しています。しかし、後進に対する点については、船戸先生のようにうまくいきません。弁護士たる前に、人間としての重みを身につけなければならないと自省しています。